五　中期計画及び年度計画の概要	［新設］
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	［新設］
七　業務運営上の課題並びにリスクの状況及び対応策	［新設］
八　業績の適正な評価に資する情報	［新設］
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	［新設］
十　予算及び決算の概要	［新設］
十一　財務諸表の要約	［新設］
十二　財政状態及び運営状況の研究所の長による説明	［新設］
十三　内部統制の運用状況	［新設］
十四　研究所に関する基礎的な情報［削る］	［新設］
3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　第十三条及び第十四条第二項の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○財務省令第五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の十一第三項及び第四項並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人造幣局に関する省令）

第一条　独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第六条**　造幣局に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、造幣局は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、造幣局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。 一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　略］ ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値 ニ　最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について造幣局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　略］ 2　［略］ （業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書） **第七条**　造幣局に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、造幣局	（業務実績等報告書） **第六条**　造幣局に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画（通則法第三十五条の十第一項の規定による認可を受けた事業計画をいう。第一号イ及び次条第一項において同じ。）に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　同上］ ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値 ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について造幣局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　同上］ 2　［同上］ （業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書） **第七条**　造幣局に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第五条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効